

令和8年7月9日
山形県警察

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況及び女性の職業生活における活躍の推進に関する情報の公表

山形県警察では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく特定事業主行動計画を兼ねるものとして、「山形県警察における働き方改革加速化プラン」を策定し、令和6年1月1日から目標の達成に向けて取り組んでまいりました。

そして、職員一人一人の「働きがい」を高める組織づくりと、持続可能性のもった質の高い職務執行ができる職場環境づくりを目的に「山形県警察における働き方改革推進プラン」を策定し、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間、下記の目標達成に向けて取り組んでおります。

- 1 男性職員の育児休業取得率 100%
- 2 男性職員の育児休業取得日数 2週間以上を奨励
- 3 配偶者出産休暇（3日）及び男性職員の育児参加休暇（5日）取得日数 全日数
- 4 警察官に占める女性の割合 14%程度
- 5 年次有給休暇取得日数 年間合計17日以上
- 6 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの年間超過勤務時間
事件事故、災害、その他の事情による業務の増減等を踏まえつつ、前年度を下回る

【参考】

旧取組計画における数値目標

- 1 男性職員の育児休業取得率 85%以上（2週間以上を奨励）
- 2 配偶者出産休暇（3日）及び男性職員の育児参加休暇（5日）取得日数 全日数
- 3 警察官に占める女性の割合 12%程度
- 4 年次有給休暇取得日数 年間合計17日以上

女性活躍推進法第19条第6項に基づき、取組の実施状況を以下のとおり公表します。
あわせて女性活躍推進法第21条に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を公表します。

◎ 取組の実施状況の公表（女性活躍推進法第19条第6項）

- 1 男性職員の育児休業取得率（女性の育児休業取得率については、100%で推移）

数 値 目 標 (旧取組計画)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
100% (85%以上)	警 察 官	32.7%	66.3%	83.3%	76.8%	86.2%
	一 般 職 員	80.0%	200%	100%	66.7%	133.3%

※ 男性職員の育児休業取得率は、内閣府で定めた算出方法により計算しているため100%を超える場合があります。

算出方法（各年度毎）：育児休業を取得した男性職員数÷子が産まれた男性職員数

2 男女別の育児休業取得期間の分布状況（令和7年度）

区 別	男 性	女 性
1 週間未満	2.4%	0%
1 週間以上 2 週間未満	5.9%	0%
2 週間以上 1 月以下	70.6%	0%
1 月超 3 月以下	18.8%	0%
3 月超 6 月以下	2.4%	0%
6 月超 9 月以下	0%	4.5%
9 月超12月以下	0%	22.7%
12月超24月以下	0%	63.6%
24月超	0%	9.1%

3 配偶者出産休暇及び男性職員の育児参加休暇の取得日数

数 値 目 標 (旧取組計画)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配偶者出産休暇 全日数(3日) (同 上)	2.9日	2.9日	2.96日	2.9日	2.9日
育児参加休暇 全日数(5日) (同 上)	4.95日	4.98日	4.9日	4.3日	4.1日

※四捨五入すると最大値（目標値）に達する数値については、小数第二位まで表記します。

※令和7年度における育児参加休暇の取得日数については、令和8年6月末現在の数値となります。

4 警察官に占める女性の割合（各年４月１日現在）

数 値 目 標 (旧取組計画)	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
14%程度 (12%程度)	10.2%	10.7%	11.3%	11.8%	12.2%

5 年次有給休暇取得日数

数 値 目 標 (旧取組計画)	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
17日以上 (同 上)	11.6日	12.9日	12.6日	12.2日	12.5日

6 管理的地位にある職員以外の職員一月当たりの一人当たりの超過勤務時間 (目標：前年度を下回る)

区 分	令和７年度
警察官	20.0時間
一般職員	14.7時間
全 体	19.3時間

7 これまでの主な施策

女性に対する職業生活に関する機会の提供に資するために

- ・ 「女性職員が一層活躍するための職場環境の整備等」として、
スキルアップを目的とした各種研修会の開催
女性職員を対象とした意見交換会の開催
- ・ 「ハラスメントの防止」として、
山形県警察ハラスメント防止対策要綱の策定
各所属においてハラスメント相談員を指定、ハラスメント相談員を対象とした研修会を開催

をそれぞれ実施しました。

職員の職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備のために

- ・ 「ワークライフバランスの推進」として、
在宅勤務制度の導入
早出遅出勤務制度の利用促進
各種休暇取得の促進
- ・ 「多様な職員の活躍促進」として、
全所属長によるイクボス宣言
男性職員の育児参画研修会の実施
配偶者の出産を控えた男性職員への所属長面談の実施
育児のため時間制約のある職員の当直勤務について、頻度軽減や曜日指定等の措置を組織が支援する「チャレンジ職員制度」の継続
育児休業後の職場復帰支援を目的とした研修会の開催

をそれぞれ実施しました。

また、新しく策定した「山形県警察における働き方改革推進プラン」において、男性職員の育児休業取得率の目標を100%に引き上げ、男性職員の育児参加を支援する職場環境の醸成に取り組んでいます。

◎ 女性の職業生活における活躍の推進に関する情報の公表（女性活躍推進法第21条）

〈 女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績 〉

○ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（各年4月1日現在）

区 分	令和8年度
管理的地位にある職員	6.2%

○ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（各年４月１日現在）

《警察官》

区 分	令和８年度
警視	５.６％
警部	３.８％
警部補	５.５％
巡査部長以下	１６.８％

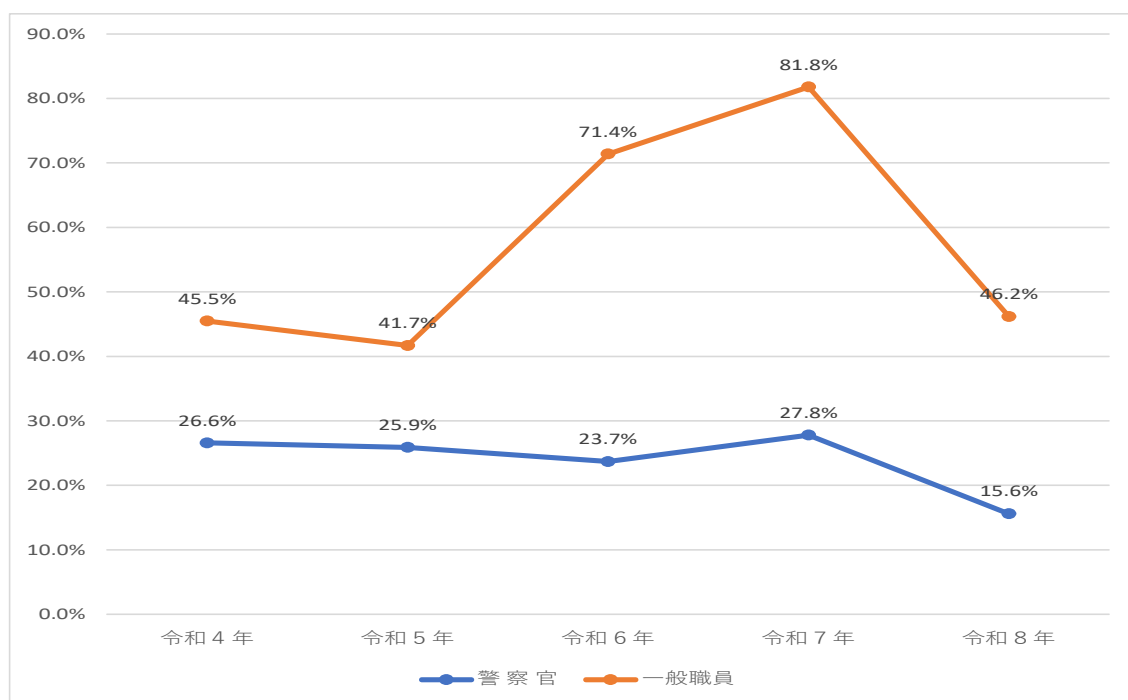
《一般職員》

区 分	令和８年度
課長級以上	０％
次長級	３９.６％
課長補佐級	４０.６％
係長級	６４.４％
一般級	６６.０％

○ 採用した職員に占める女性職員の割合

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
警 察 官	２６.６％	２５.９％	２３.７％	２７.８％	１５.６％
一般職員	４５.５％	４１.７％	７１.４％	８１.８％	４６.２％

※各年４月１日新規採用時のもの

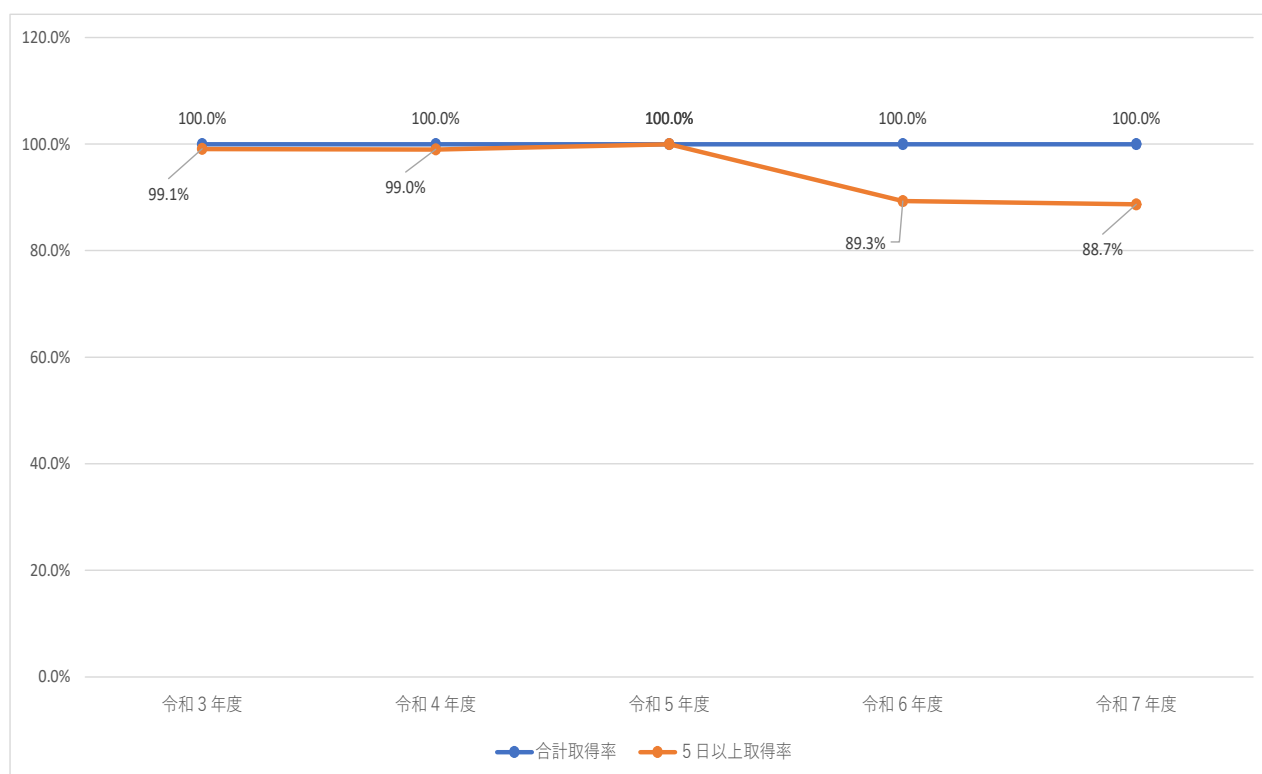


〈 職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備に関する実績 〉

- 男性職員の配偶者出産休暇（３日）及び育児参加休暇（５日）の取得率並びに合計取得日数の分布状況

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
合計取得率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
５日以上取得率	99.1%	99.0%	100.0%	89.3%	88.7%

※５日以上取得率のうち、令和７年度における育児参加休暇の取得日数については、令和８年６月末現在の数値を参照しています。



令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：山形県警察

1. 全職員に係る情報

職員区分		男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない 常勤職員		79.6%
	警察官	79.5%
	一般職員	85.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員		81.5%
全職員		77.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階		男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長級以上		93.9%
	警察官	93.0%
	一般職員	0.0%
次長級		93.0%
	警察官	92.2%
	一般職員	99.1%
課長補佐級		79.6%
	警察官	91.3%
	一般職員	93.2%
係長級		80.9%
	警察官	94.9%
	一般職員	92.9%
一般級		80.6%
	警察官	84.7%
	一般職員	90.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.8%
31～35年	91.2%
26～30年	85.7%
21～25年	80.2%
16～20年	75.5%
11～15年	77.1%
6～10年	80.5%
1～5年	94.6%

【説明欄】 役職段階別の一般職員の課長級以上の欄については、女性の該当者がいないため0.0%と表示しています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。